五　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九の二号ロに規定する防火設備であるもの

3　令第二十一条第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

（熱損失防止性能）

第九十五条　法第百五十二条第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第六の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

（開示）

第九十六条　法第百五十四条の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。

第九十七条　法第百五十四条の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。

第九十八条　法第百五十四条の経済産業省令で定める業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合は、社会通念上適切でないと認められる短期間に大量の情報の開示を求められる場合及び同一の電気を使用する者から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合とする。

（計画の作成及び公表）

第九十九条　法第百五十五条第一項第二号において経済産業省令で定める情報は、三十分ごとの電力量並びに測定の年月日及び時刻とする。

五　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備であるもの

3　令第十八条第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

（熱損失防止性能）

第四十九条の三　法第八十一条の四第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第六の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

（開示）

第五十条　法第八十一条の六の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。

第五十一条　法第八十一条の六の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。

第五十二条　法第八十一条の六の経済産業省令で定める業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合は、社会通念上適切でないと認められる短期間に大量の情報の開示を求められる場合及び同一の電気を使用する者から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合とする。

（計画の作成及び公表）

第五十三条　法第八十一条の七第一項第二号において経済産業省令で定める情報は、三十分ごとの電力量並びに測定の年月日及び時刻とする。

（立入検査の身分証明書）

第百条　法第百六十二条第十一項の証明書の様式は、様式第四十一によるものとする。

（光ディスクによる手続）

第百一条　第三十五条の計画書、第三十六条の報告書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書、第七十八条の計画書、第七十九条の報告書及び第九十条の報告書の提出については、当該計画書及び報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第四十二の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（光ディスクの構造）

第百二条　［略］

（電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例）

第百三条　第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第二十二条の届出書、第二十三条第一項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項又は第二項の計画書、第三十六条の報告書、第四十の届出書、第四十二条の申出書、第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書、第七十五条の届出書、第七十七条の申出書、第七十八条第一項又は第二項の計画書、第七十九条の報告書、第八十二条第一項の申請書、第八十五条の申請書、第八十七条第一項の申請書、第八十八条第二項の届出書及び第九十条の報告書（以下「届出書等」という。）を提出しようとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出しようとする

（立入検査の身分証明書）

第五十四条　法第八十七条第十一項の証明書の様式は、様式第二十一によるものとする。

（光ディスクによる手続）

第五十五条　第十五条の計画書、第十七条の報告書、第二十六条の報告書、第四十五条の計画書及び第四十六条の報告書の提出については、当該計画書及び報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第二十二の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（光ディスクの構造）

第五十六条　［略］

（電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例）

第五十七条　第五条の届出書、第五条の三の申出書、第六条第四項の申請書、第六条の三の届出書、第六条の四第三項の申請書、第六条の六の届出書、第七条の申出書、第八条第三項の申請書、第九条の届出書、第十一条第三項の申請書、第十三条（第二十二条において準用する場合を含む。）の届出書、第十五条の計画書、第十七条の報告書、第二十一条の申出書、第二十二条の三の届出書、第二十二条の五の申出書、第二十六条の報告書、第四十二条の届出書、第四十四条の申出書、第四十五条の計画書及び第四十六条の報告書（以下「届出書等」という。）を提出しようとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装